

崎県公報

平成19年9月30日(日曜日)号外 第104号

癷 行 空 訕 印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及

び監督に関する規則の一部を改正する規則……(行政経営課)1 教育委員会規則

頁:○宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引 受けの許可及び監督に関する規則の全部を改正

規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規 則の一部を改正する関則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十九号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関す る規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規 則(平成六年宮崎県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。に改め、同条を第二十六条とする。 第一条中「信託法」を「公益信託」関スル法律」に、「第六十六 然一を「第一条」に致める。

第二条中「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、同条第三号 中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号中「事 業年度」を「信託事務年度」に改める。

第四条第一頃、第五条及び第六条中「事業年支」を「信託事務年 度一に改める。

第七条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、 同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるとき は、特別事情発生報告書(別記様式第三号)に次に掲げる書類を 添えて、知事に提出しなければならない。

第七条第一項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、同項第二 号中「信託条項」を「信託」に改め、「変更案」の下に「を記載し た書類一を加え、司頃第三号及び第四号を割り、司条第二頃中「信 **託条項 | を「信託 | に、「公益信託 | を「当該公益信託 | に改める。** 第二十条を第三十二条とする。

第十九条中「第七条、第八条、第十三条及び第十七条」を「第八 条から第十二条まで、第十七条、第十八条、第二十二条及び第二十 九条一に致め、同条を第三十一条とする。

第十八条の見出しを「(公益信託の終了の報告等)」に改め、同 条中「別記様式第十三号」を「別記様式第二十五号」に、「付属」 を「附属」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。 2 清算受託者は、公益信託の清算が結了したときは、清算結了し た日から一月以内に、清算結了報告書(別記様式第二十六号)に 次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

 公益信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状 祝報告書及び収支計算書

- 二 公益信託の清算結了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

第十七条中「別記様式第十二号」を「別記様式第二十四号」に改 め、同条第二号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を 第二十九条とする。

第十六条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三 条及び同法第四条第一項」に改め、同条第二項中「別記様式第十一 号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第二十八条とする。 第十五条第一号中「付属」を「附属」に改め、同条を第二十七条 41400°

第十四条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第二十二号」

部十川条や型る。

第十二条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第百二 十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に、「 別記様式第八号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第二十一 条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

- 第二十二条 信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準 用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許 可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書(別記様 式第十八号) に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければ 20,02000
 - | 辞任しようとする理由を記載した書類
 - 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財産責任負担債務の比況を記載した書類
 - 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 (信託管理人の解任の請求)
- 第二十三条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第 二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定 により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人 **解任請求書(別記様式第十九号)に次に掲げる書類を添えて、知** 事に提出しなければならない。
 - 一 解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 (新たな信託管理人の選任の請求)
- 第二十四条 利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準 用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信 託管理人の選任を請求しようとするときは、新たな信託管理人選 任請求書(別記様式第二十号)に次に掲げる書類を添えて、知事

宮崎県公報

に関出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 書類二一 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第七号に掲げる

(信託の終了の請求)

- 曹類を添えて、知事に提出しなければならない。るときは、信託終了請求書(別記様式第二十一号)に次に掲げる条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとす第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第百六十五
 - 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
 - 財産責任負担債務の状況を記載した書類
 二一信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託
 - 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

条を加える。「新たな受託者」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の五理由」を「事由」に改め、同条第二号及び第三号中「新受託者」を受託者選任請求書(別記様式第十一号)」に改め、同条第一号中「者の」に、「新受託者選任請求書(別記様式第七号)」を「新たな受託大十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者の」を「新たな受託「上」条第四項及び法第八条」に、「新受託者の」を「新たな受託其中」を与りの認りは、「新受託者の」を「新たな受託第二十二条第四項及び法第八条。」及び第七十二条」を「信託法第第十一条各号列記以外の部分中「法第四十九条第一項(同条第二

(信託財産管理命令の請求)

- 知事に提出しなければならない。智理命令請求書(別記様式第十二号)に次に掲げる書類を添えて、財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の
 - 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 - 二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
 - 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

- を添えて、知事に提出しなければならない。を超える行為許可申請書(別記様式第十三号)に次に掲げる書類条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八
 - | 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
 - 二 許可を受けようとする理由を記載した書類
- 準用する。超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について婚六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を3 前頃の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

- なければならない。 (別記様式第十四号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて
 - 一 辞任しようとする理由を記載した書類
 - 財産責任負担債務の状況を記載した書類二一信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 管理人について準用する。この場合において、前頃第三号中「新第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人2 前頃の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法

と読み替えるものとする。たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」

(信託財産管理者等の解任の請求)

- 出しなければならない。 求書(別記様式第十五号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任請する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用
 - 一 解任を請求する理由を記載した書類
 - 丁 術たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 託財産法人管理人」と読み替えるものとする。 前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信する委託者又は信託管理人について準用する。この場合において第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとり 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法

(信託財産法人管理命令の請求)

- 書類を添えて、知事に提出しなければならない。信託財産法人管理命令請求書(別記様式第十六号)に次に掲げる信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下「第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の
 - | 受託者の死亡の事実を記載した書類
 - ご信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 第十条を割る。三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

条を加える。「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一五号」を「別記様式第十号」に改め、同条第二号中「新受託者」を条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条」に、「別記様式第第九条中「、その相続人」を削り、「法第四十七条及び第七十二

(検査役の選任の請求)

- 知事に提出しなければならない。 検査役選任請求書(別記様式第九号)に次に掲げる書類を添えて、法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び
 - 一 選任を請求する理由を記載した書類
 - 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

四条を加える。を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次のび信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第三号中「新受託者」の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及「別記様式第八号」に改め、同条第二号中「信託事務及び信託財産」別に終本中「第七十一条」を「第七条」に、「別記様式第四号」を

(信託の変更の許可の申請)

- に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ようとするときは、信託変更許可申請書(別記様式第四号)に次第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受け
 - 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
 - には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類号)の規定(同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合二一信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八
 - 三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
 - 四 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
 - 五 現行の信託行為

- (信託の併合の許可の申請)書及び収支予算書並びに財産目録を添えなければならない。であるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画2 前項の信託の変更が当談公益信託の事業内容の変更に係るもの
- に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ようとするときは、信託併合許可申請書(別記様式第五号)に次第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受け
 - 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
 - 条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を合む。二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十一
 - 支 | 一 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照
 - ことを証する書類公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経た四 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の
- と読み替えるものとする。おいて、同条第四号中「引受け」とあるのは「公益信託の併合」項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合に2 第二条第三号、第四号及び第七号から第九号までの規定は、前

(吸収信託分割の許可の申請)

)を記載した書領

- に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。けようとするときは、吸収信託分割許可申請書(別記様式第六号)第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受
 - 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
 - む。)を記載した曹頫五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を合二一吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十二
 - **原支** 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対
 - たことを証する書類公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の

(新規信託分割の許可の申請)

- 号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。受けようとするときは、新規信託分割許可申請書(別記様式第七第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を
 - | 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- む。)を記載した書類九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を合工一新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十
- 照表三二 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対
- ことを証する書類告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経た四 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公
- 読み替えるものとする。おいて、同条第四号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合に2 第二条第三号、第四号及び第七号から第九号までの規定は、前

次のように改める。別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第十三号までを

別記

様式第1号(第2条関係)

公益信託引受許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所 名

(1)

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託 の引受けをしたいので、公益信託ニ関スル法律第2条第1項の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 1 設定趣意書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した 書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 4 引受け当初の信託事務年度及び次の信託事務年度(信託事務年度 の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間)の事業計画書 及び収支予算書
- 5 委託者となるべき者の履歴書(委託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)及び印鑑証明書
- 6 受託者となるべき者の履歴書、成年被後見人、被保佐人及び破産 者でないことを証する書類(受託者となるべき者が法人である場合 にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を 記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)並びに印 鑑証明書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者 の履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、 登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証 明書
- 8 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の 名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第3号(第7条関係)

特別事情発生報告書

年 月 日

宫崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

1

「法人にあっては、主たる事務所の」 所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託ニ関スル法律第5条第1項に規定する特別な事情が発生し たことにより、信託の変更の必要が生じたので、下記の書類を添えて 提出します。

- 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 3 信託の変更が公益信託の事業内容の変更に係るものであるとき は、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録

様式第4号(第8条関係)

信託変更許可申請書

年 月 日

宫崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

1

「法人にあっては、主たる事務所の「 所在地、名称及び代表者の氏名

信託を変更したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により 許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第 149条第4項 の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載し た書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- 5 現行の信託行為
- 6 信託の変更が公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、 変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録

様式第5号(第9条関係)

信託併合許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

法人にあっては、主たる事務所のつ 所在地、名称及び代表者の氏名

信託を併合したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により 許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第 151条第3項 の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載し た書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第 152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をし たことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する 書類
- 5 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した 書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 6 信託の併合当初の信託事務年度及び次の信託事務年度(信託事務 年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間)の事業計 画書及び収支予算書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者 の履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、 登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証 明書
- 8 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の 名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第6号(第10条関係)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

 \bigcirc

法人にあっては、主たる事務所のつ 所在地、名称及び代表者の氏名

吸収信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定に より許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定 (同法第 155条第3 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載 した書類
- 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第 156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をし たことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証す る書類

様式第7号(第11条関係)

新規信託分割許可申請書

年 月 H

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

(F)

法人にあっては、主たる事務所のつ 所在地、名称及び代表者の氏名

新規信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定に より許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第 159条第3 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載 した書類
- 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第 160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をし たことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証す る書類
- 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した 書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 新規信託分割当初の信託事務年度及び次の信託事務年度(信託事 務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間)の事業 計画書及び収支予算書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者 の履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、 登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証 明書
- 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の 名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第8号(第12条関係)

受託者辞任許可申請書

年 月 日

宫崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

(1)

「法人にあっては、主たる事務所の」 所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託の受託者を辞任したいので、公益信託ニ関スル法律第7条 の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産 責任負担債務の状況を記載した書類
- 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第9号(第13条関係)

検査役選任請求書

年 月 日

宫崎県知事

殿

住 所 氏 名

(1)

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の検査役を選任されるよう、信託法第46条第1 項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添え て請求します。

公	益	信	託	0	名	称
請习	求者(の公	益信	託上	:のま	也位
検	査 役	· Ø	住 所	· 及	び氏	: 名

「検査役の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主 注 たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 選任を請求する理由を記載した書類 1
- 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第10号(第14条関係)

受託者解任請求書

年 月 日

宮崎県知事

住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の受託者を解任されるよう、信託法第58条第4 項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添え て請求します。

公益信託の名	称
請求者の公益信託上の地	也位
受託者の住所及び氏	名

注 「受託者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主 たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第11号(第15条関係)

新たな受託者選任請求書

月 年 日

宮崎県知事

住 所 氏 名 (A)

「法人にあっては、主たる事務所の」 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の新たな受託者を選任されるよう、信託法第62 条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類 を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
受託者の住所及び氏名	
新 た な 受 託 者 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「受託者の住所及び氏名」欄及び「新たな受託者の住所及び氏 名」欄は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名 称及び代表者の氏名を記載すること。

- 受託者の任務終了の事由を記載した書類 1
- 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 新たな受託者となるべき者の履歴書、成年被後見人、被保佐人及 び破産者でないことを証する書類(受託者となるべき者が法人であ る場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所 在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、 印鑑証明書並びに就任承諾書
- 4 信託財産の現況を記載した書類

様式第12号(第16条関係)

信託財産管理命令請求書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所 氏 名

1

「法人にあっては、主たる事務所の┐ し 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり信託財産管理者による管理を命ずる処分をされるよう、 信託法第63条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、 下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
信 託 財 産 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託財産管理者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該 法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する こと。

- 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号(第17条関係)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

宫崎県知事

殿

公益信託の名称 信託財産管理者 (信託財産法人管理人)

> 住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、信託法第66条第4項 (信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項)及び公益 信託二関スル法律第8条の規定により許可されるよう下記の書類を添 えて提出します。

- 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類 1
- 許可を受けようとする理由を記載した書類
- 注 申請者が、信託財産法人管理人である場合は、()の内容を選 択すること。

別記様式第十三号の次に次の十三様式を加える。

様式第14号(第18条関係)

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 信託財産法人管理人)

住 所 名

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を辞任したいので、信託法第70条(信託法第74条第6項において準用する同法第70条)において読み替えて準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう下記の書類を添えて提出します。

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産 責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者(新たな信託財産法人管理人)の選任に関する意見を記載した書類
- 注 申請者が、信託財産法人管理人である場合は、()の内容を選 択すること。

様式第15号(第19条関係)

信託財産管理者等解任請求書

月 年 H

宮崎県知事

殿

住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を解 任されるよう、信託法第70条(信託法第74条第6項において準用する 同法第70条)において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関ス ル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	名称
請求者の公益信託上の地位	の地位
信 託 財 産 管 理 者 (信託財産法人管理人) の 住 所 及 び 氏 名	理人)

「信託財産管理者(信託財産法人管理人)の住所及び氏名」欄 は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名を記載すること。

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者 (新たな信託財産法人管理人)の選任に関 する意見を記載した書類
- 注 申請者が信託財産法人管理人である場合は、()の内容を選択す ること。

様式第16号(第20条関係)

信託財産法人管理命令請求書

月 年 H

宮崎県知事

殿

住 所 氏 名

A

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり信託財産法人管理人による管理を命ずる処分をされるよ う、信託法第74条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定によ り、下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	公益信託の
請求者の公益信託上の地位	青求者の公益信託」
信託財産法人管理人 の住所及び氏名	

注 「信託財産法人管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあっては 当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載 すること。

- 受託者の死亡の事実を記載した書類 1
- 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類 2
- 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第17号(第21条関係)

信託管理人選任請求書

年 月 \exists

宮崎県知事

殿

住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の┐ ^し所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の信託管理人を選任されるよう、信託法第 123 条第4項(信託法第 258条第6項)及び公益信託ニ関スル法律第8条 の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	公 益
請求者の公益信託上の地位	請求者
信託管理人の住所及び氏名	信託管

「信託管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人 注 の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者の履歴書(信託管理人となるべき者が法 人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行 為)、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第18号(第22条関係)

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 信託管理人 住 所 氏 名

(FI)

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託の信託管理人を辞任したいので、信託法第 128条第2項に おいて準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の 規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産 責任負担債務の状況を記載した書類
- 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第19号(第23条関係)

信託管理人解任請求書

月 年 日

宮崎県知事

殿

住 所 氏 名

1

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の信託管理人を解任されるよう、信託法第 128 条第2項において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法 律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の住所及び氏名	

「信託管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人 の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第20号(第24条関係)

新たな信託管理人選任請求書

月 年 日

宮崎県知事

住 所 氏 名

A

「法人にあっては、主たる事務所の」 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の信託管理人を選任されるよう、信託法第 129 条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法 律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の住所及び氏名	
新たな信託管理人の住所及び氏名	

「信託管理人の住所及び氏名」欄及び「新たな信託管理人の住 注 所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者の履歴書(信託管理人となるべき 者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た る事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は 寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第21号(第25条関係)

信託終了請求書

年 月 日

宫崎県知事

殿

住 所 氏 名

(F)

[法人にあっては、主たる事務所の] 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり公益信託の終了を命じるよう、信託法第 165条第1項及 び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請 求します。

公	益	信	託	の	名	称
請求者の公益信託上の地位						

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財 産責任負担債務の状況を記載した書類
- 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第22号(第26条関係)

公益信託変更等届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

(A)

┌法人にあっては、主たる事務所の┐ └所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり変更等があったので、知事の所管に属する公益信託の引 受けの許可及び監督に関する規則第26条の規定により、その事実を証 する書類を添えて届け出ます。

信託貝	才産の登記	信託財産の種類及び総額					
等 手	続の完了	手 続 完 了 年 月 日					
委託者	皆(相続人)	委託者(相続人)の					
の死亡	上(解散)	住所及び氏名					
		死亡(解散)年月日					
7	変更事項	変 更 前 変 更 後					
その							
他							
,	変更理由						

注

- 1 届出の内容に応じ、該当する欄に記載すること。
- 「委託者(相続人)の住所及び氏名」欄は、法人にあっては 主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載する こと。
- 3 委託者又はその相続人の死亡に係る届出をしようとするとき は、委託者としての地位を承継した相続人の履歴書及び当該地 位を承継したことを証明する書類を添えること。
- 4 変更の届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の 構成員に係るものであるときは、その者の履歴書(その者が法 人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、 就任承諾書及び印鑑証明書を添えること。

様式第23号(第28条関係)

__

1

X

4

7

4 9 (表)

---- 9 センチメートル -

第 号

身 分 証 明書

> 所 属 職氏名

この証明書を携帯する者は、知事の所管に属する公益信託 の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第1項の規定に より検査を行う職員である。

> 年 月 日発行

> > 宮崎県知事

印

(裏)

公益信託ニ関スル法律 (抄)

- 第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
- 第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査 ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及 び監督に関する規則(抄)

(業務の監督)

- 第28条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び 同法第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しく は資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財 産の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証 明書(別記様式第23号)を携帯し、関係人の請求があった ときは、これを提示しなければならない。

様式第24号(第29条関係)

残余財産処分許可申請書

年 月 日

宫崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

1

「法人にあっては、主たる事務所の」 └所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託の終了に伴う残余財産を処分したいので、知事の所管に属 する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第29条の規定によ り、下記の書類を添えて申請します。

- 1 公益信託の終了の理由を記載した書類
- 公益信託の終了の日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び 収支決算書
- 財産目録
- 4 残余財産の処分方法に関する書類
- 5 信託行為に定める手続きを経たことを証する書類

様式第25号(第30条関係)

公益信託終了報告書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 受託者 住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の」 所在地、名称及び代表者の氏名

公益信託が終了したので、知事の所管に属する公益信託の引受けの 許可及び監督に関する規則第30条の規定により、下記の書類を添えて 報告します。

- 公益信託の終了の理由を記載した書類
- 公益信託の終了の日の属する事業年度の事業状況報告書及び収支 決算書
- 財産目録
- 4 残余財産の処分方法に関する書類
- 信託行為に定める手続きを経たことを証する書類
- 信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類
- 注 残余財産の処分の許可を申請した場合にあっては、上記1から5 までの書類を添えることは要しない。

氏

様式第26号 (第30条関係)

清算結了報告書

日 年 月

宮崎県知事

殿

公益信託の名称 清算受託者 住 所

「法人にあっては、主たる事務所の」 ^し所在地、名称及び代表者の氏名

名

公益信託の清算が結了したので、知事の所管に属する公益信託の引 受けの許可及び監督に関する規則第30条の規定により、下記の書類を 添えて報告します。

記

- 1 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書 及び収支計算書
- 2 公益信託の清算結了時における財産目録
- 残余財産の処分に関する書類

別 送

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

督に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監

平成十九年九月三十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第九号

び監督に関する規則の全部を改正する規則宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及

部を改正する。督に関する規則(昭和五十七年宮崎県教育委員会規則第十号)の全宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監

(要加)

て、必要な事項を定めるものとする。以下「公益信託」という。)に係る引受けの許可及び監督につい六十二号)(以下「法」という。)第一条に規定する公益信託(う。)の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第第一条 この規則は、宮崎県教育委員会(以下「教育委員会」とい

(引受けの許可の申請)

- 育委員会に申請しなければならない。けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教第二条 法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受
 - 1 設定趣意書
 - 二 信託行為の内容を示す書類
 - 三 委託者となるべき者の履歴書
 - 四 受託者となるべき者の履歴書
 - の就任承諾書及び履歴書五、信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者五
 - 者の就任承諾書及び履歴書っては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべきな機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあ大 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要
 - 七 財産目録
 - 八 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
 - 書及び収支予算書度の定めがない信託にあっては、引受け後二年間)の事業計画九 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年
 - 十 その他教育委員会が特に必要と認める書類
- した書類を添付するものとする。称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名2 前項第三号から第五号までの規定において委託者、受託者又は

(財産の移転の報告)

- (事業計画書等の提出)の謄本を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後一第三条 引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第一項第七
- 書を教育委員会に届け出なければならない。する。以下同じ。) 開始前に、翌年度の事業計画書及び収支予算ときは、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものと第四条 受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがない

(事業計画書等の変更の届出)

なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。書文は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞第五条 受託者は、第二条第一項第九号の事業計画書及び収支予算

(無業競判)

- 数育委員会に観告しなければならない。現在の財産目録を添付して、その年度における次に掲げる事項を第六条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、その年度末
 - 一事業の状況
 - 二 処務の概要
 - 三 収支決算
 - 四財産増減の事由

(公生1)

度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。第七条 受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年

(信託の変更に係る書類の提出)

- ときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。第八条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認める
 - | 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
 - 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 画書及び収支予算書を添付しなければならない。である場合にあっては、同号各号の書類のほか、変更後の事業計2 前項の信託の変更が当談公益信託の事業内容の変更に係るもの

(信託の変更の許可の申請)

- 育委員会に申請しなければならない。ようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受け
 - | 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
 - には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類号)の規定(同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合二一信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八
 - 三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- び収支予算書を添付しなければならない。場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである

(信託の併合の許可の申請)

- 育委員会に申請しなければならない。ようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教第十条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受け
 - 一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
 - 条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。二一信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十一
 -)を記載した書類
 - 支 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照
 - ことを証する書頃公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経た四 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の
- とする。第九号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものけようとする受託者について準用する。この場合において、同条2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受

(吸収信託分割の許可の申請)

受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して第十一条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を

教育委員会に申請しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十 大条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含 む。)を記載した書類
- 三、吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対
- 四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の 公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経 たことを证する書頭

(新規信託分割の許可の申請)

- 第十二条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を 受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して 教育委員会に申請しなければならない。
 - が規信託分割を必要とする事由を記載した書類
 - 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十 九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含 む。)を記載した書類
 - 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対
 - 四 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公 告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経た ことを証する書頃
- 2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受 けようとする受託者について準用する。この場合において、同条 第九号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるも のかかる。

(受託者の辞任の許可の申請)

- 第十三条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けよう とするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委 員会に申請しなければならない。
 - 一 辞任しようとする事由を記載した書類
 - 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - 三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類 (検査役の選任の申請)
- 第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び 法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、 申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなけれ 40なのなご。
 - 一 選任を請求する事由を記載した書類
 - 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

- 第十五条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び 法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、 申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなけれ 知なでなる。
 - 一 解任を請求する事由を記載した書類
 - 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

第十六条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「 利害関係人」という。)は、信託法第六十二条第四項及び法第八 条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、 申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなけれ一第二十一条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条

- 一 任務終了の事由を記載した書類
- ゴ 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新たな受託者となるべき者に係る第二条第一項第四号に掲げ る書類及び就圧承諾書
- 四 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財産責任負担債務の状況を記載した書類

(信託財産管理命令の申請)

- 第十七条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の 規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条 において「信託財産管理命令」という。)の請求をしようとする ときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請 しなければならない。
 - 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 - ご信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
 - 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

- 第十八条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八 条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に 掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
 - | 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
 - 二 許可を受けようとする理由を記載した書類
- 2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法 第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を 超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について 準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

- 第十九条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて 準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の 許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を派 付して、教育委員会に申請しなければならない。
 - は任しようとする事由を記載した書類
 - 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法 第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人 管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新 たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人 と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

- 第二十条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用 する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管 理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類 を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
 - 事任を請求する事由を記載した書類
 - 一 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法 第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようと する委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、 前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信 託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

- の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下 この条において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しよ うとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員 会に申請しなければならない。
- | 受託者の死亡の事実を記載した書類
- ご信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類 (信託管理人の選任の申請)
- 第二十二条 利害関係人は、信託法第百二十三条第四項又は同法第 二百五十八条第六項及び去第八条の規定により言託管理人の選正 を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、 教育委員会に申請しなければならない。
 - 一 選任を請求する事由を記載した書類
 - 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる

(信託管理人の辞任の許可の申請)

- 第二十三条 信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準 用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許 可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付 して、教育委員会に申請しなければならない。
 - | 辞任しようとする事由を記載した書類
 - 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財窪直圧負担遺務の火児を記載した遺類
 - 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 (信託管理人の解任の申請)
- 第二十四条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第 三項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定 により信託管理人の解圧を請求しようとするときは、申請書に次 に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
 - 一 解任を請求する事由を記載した書類
 - 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 (新たな信託管理人の選任の申請)
- 第二十五条 利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準 用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信 託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる 書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
 - 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 一 新たな言託管理人となるべき者に深る第二条第一頃第五号に 掲げる書類

(信託の終了の申請)

(田田點)

- 第二十六条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第百六十五一第三十条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、 条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとす るときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申 請しなければならない。
 - 一 信託の終了を請求する事由を記載した書類
 - に発事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託 財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第二十七条 受託者は、第三条から第六条までに定めるもののほか、 次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に 届け出なければならない。

一 委託者が死亡したとき(委託者が法人である場合にあっては、 解散したとき。)。

- 二 委託者又は受託者の氏名、職業又は住所に変更があったとき (委託者又は受託者が法人である場合にあっては、その名称、 代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更が あったとき。)。
- 三(信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき。(信 託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏 名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。
- 四信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。
- 2 前頃第四号による届出の場合は、第二条第一頃第五号又は第六 号の書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第二十八条 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を 備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これら に代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - 一 信託行為及びこれに附属する書類
 - 二 利害関係人の名簿及び履歴書
 - 三 処務日誌
 - 四 運営委員会等の議事に関する書類
 - 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 六 資産台帳及び負債台帳
 - 七 官公署往復書類
 - 八 その他必要な書類及び帳簿

(業務の霜節)

- 第二十九条 教育委員会は、法第三条及び同法第四条第一項の規定 により、受託者に対し報告を求め、又は資料を提出させることが でき、また、その職員をして公益信託の業務の処理について実地 に検査させることができる。
- 2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認め るときは、法第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の 供託その他必要な処分を命ずることができる。
- 3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、 法第四条第一項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算 について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることがで きる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与 えるものとする。
- 4 第一項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、 その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければ ならない。

(公益信託の終了の報告等)

- 信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければな ふなこ。
- 2 清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算結了後一月 以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しな ければならない。
 - 一 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報 告書及び収支決算書
 - 二 信託の清算結了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。